

令和5年2月市議会 総務委員会資料

第32号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

<目 次>

条例改正の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3ページ
条例の新旧対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4ページ

総 務 部

令和5年2月

一般職の職員の給与に関する条例の改正の概要

1 改正の趣旨

行政職との給料月額の違い、国や他都市の取扱いを踏まえ、管理栄養士及び薬剤師等の給料を見直し、当該職員に適用している医療職給料表(2)を廃止して行政職給料表を適用しようとするもの。

2 改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例

※ 附則にて長崎市職員等の旅費に関する条例の所要の整備

3 改正の内容

医療職給料表(2)を廃止し、当該給料表の適用職員は行政職給料表の適用へ移行する。

(1) 対象となる職種（令和5年1月1日現在）

管理栄養士、薬剤師、獣医師、診療放射線技師、理学療法士、臨床検査技師、歯科衛生士

(2) 対象者数（令和5年1月1日現在）

36人

《参考》 給料表の切替に伴う給料月額の比較

管理栄養士（大卒）モデル給料（勤続年数15年4級専門官昇格モデル）

年齢	勤続年数	職務の級 (切替後)	給料月額		
			【切替後】 ①行政職給料表	【切替前】 ②医療職給料表(2)	差額 ①－②
22歳	初任給	1級	円 191,700	円 191,500	円 200
25歳	3年	2級	210,800	209,000	1,800
30歳	8年	3級	261,100	252,000	9,100
40歳	18年	4級	357,200	332,800	24,400
50歳	28年	4級	380,700	351,100	29,600
60歳	37年	4級	381,000	353,300	27,700

4 施行日

令和5年4月1日

5 給料月額に係る経過措置

在職者については、採用時から行政職給料表に適用されたものとして再計算した給料に決定し、給料表の切替に伴い切替後の給料月額が切替前（令和5年3月31日）に受けていた給料月額に達しない場合は、達するまでの間、その差額を給料として支給する措置を行う。

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号)</p> <p>第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表 (別表第1)</p> <p>(2) 医療職給料表 (別表第2)</p> <p>ア 医療職給料表 (1)</p> <p><u>イ 医療職給料表 (2)</u></p> <p>ウ 医療職給料表 (3)</p> <p>2～3 略</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p> <p>医療職給料表</p> <p>医療職給料表 (1) 略</p> <p><u>医療職給料表 (2) 略</u></p> <p>医療職給料表 (3) 略</p> <p>別表第3 (第4条関係)</p> <p>等級別基準職務表</p> <p>1 行政職給料表等級別基準職務表 略</p> <p>2 医療職給料表(1)等級別基準職務表 略</p> <p><u>3 医療職給料表(2)等級別基準職務表 略</u></p> <p><u>4 医療職給料表(3)等級別基準職務表 略</u></p>	<p>○一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号)</p> <p>第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表 (別表第1)</p> <p>(2) 医療職給料表 (別表第2)</p> <p>ア 医療職給料表 (1)</p> <p><u>イ [削除]</u></p> <p>ウ 医療職給料表 (3)</p> <p>2～3 略</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p> <p>医療職給料表</p> <p>医療職給料表 (1) 略</p> <p><u>医療職給料表 (2) [削除]</u></p> <p>医療職給料表 (3) 略</p> <p>別表第3 (第4条関係)</p> <p>等級別基準職務表</p> <p>1 行政職給料表等級別基準職務表 略</p> <p>2 医療職給料表(1)等級別基準職務表 略</p> <p><u>[削る]</u></p> <p><u>3 医療職給料表(3)等級別基準職務表 略</u></p>